

# (仮称)大和市工場立地法の 緑地面積率等に係る準則を 定める条例骨子案

## 意見公募手続き資料

<b>意見公募期間</b>	平成24年9月3日から10月2日（必着）
<b>意見提出方法</b>	任意の書式に住所・氏名を明記の上、郵送又はファックスで産業活性課までご提出ください。直接お持ちいただいても結構です。市ホームページからもご意見をご提出いただけます。
<b>あて先</b>	〒242-8601 神奈川県大和市下鶴間1-1-1 大和市役所 市民経済部 産業活性課 電 話：046-260-5135 F A X：046-260-5138

※この資料は、大和市市民参加推進条例（平成19年3月15日条例第2号）に基づき、「(仮称)大和市工場立地法の緑地面積率等に係る準則を定める条例」骨子案に関する意見公募手続きを行うために公表するものです。

## **1 (仮称)大和市工場立地法の緑地面積率等に係る準則を定める条例制定の経緯**

昭和49年に施行された工場立地法では、特定工場（後述）が新設される場合や、敷地面積の変更、生産施設の増設、緑地面積の減少を行う場合などに事前の届け出を求めています。

工場立地法の規定の中で、特定工場が設置しなければならない緑地面積の割合などは都道府県の条例で準則を定められることになっており、神奈川県は「工場立地法第4条の2第1項の規定による準則を定める条例」を定めています。ここで、平成24年4月に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が施行、工場立地法が一部改正されたことにより緑地面積率等に係る準則条例制定権が政令市以外の市にも移譲されていることから、本市においても（仮称）大和市工場立地法の緑地面積率等に係る準則を定める条例（以下「条例」といいます。）を制定するものです。

なお、市準則条例が制定されるまでは、今までどおり県の準則条例が有効です。

## **2 工場立地法における特定工場**

工場立地法で対象とする特定工場は業種と規模で定められています。

業種：製造業、電気供給業（水力・地熱・太陽光発電所を除く）、  
ガス供給業、熱供給業

規模：敷地面積9,000㎡以上

又は 建築面積（水平投影面積）3,000㎡以上

※市内では27社29工場が該当、電気・ガス・熱供給業で該当する工場はなく、製造業のみ

### 3 本市における準則条例制定の考え方

本市では「大和市緑の基本計画」の中でさまざまな立場や地域を超えて支えあい、みんなで緑のまちづくりを活発に展開することを目指した「緑と花のしくみづくり」を基本方針に掲げており、「大和市環境を守り育てる基本条例」や「大和市緑化の推進、緑の保全等に関する条例」の中で事業者に対して自然環境の保全や緑化の推進を求めています。

また、事業者に求めている具体的な緑地率の数値は、「大和市開発事業の手續及び基準に関する条例施行規則」別表に規定があり、みどり公園課所管の「緑化に関する技術的基準等」に基づいて運用されています。

一方、本市には工場立地法施行以前からある工場が多く、施設の一部更新の際には緑地を確保する必要がありますが、住工混在が進み新規の敷地拡張も難しいという本市特有の事情から、現行の基準の緩和を求める意見も聞かれます。

条例では、緑地の確保を基本としながらも、工場立地促進の観点から、開発手続きの中で開発事業者に求めている緑化率と原則として同一の数値を規定します。

### 4 条例案の概要

#### (1) 緑地面積率

	県条例 (面積要件なし)	市条例案		開発条例 (参考)	
		敷地面積 1ha 未満	敷地面積 1ha 以上	敷地面積 1ha 未満	敷地面積 1ha 以上
工業地域	15%以上 (県準則)	10%以上	14%以上	10%以上	14%以上
準工業地域	20%以上 (国準則)				

※工業地域・準工業地域以外の住居系地域などについては、国準則（20%以上）を適用します。

## (2) 環境施設面積率

	県条例 (面積要件なし)	市条例案	
		敷地面積1ha未満	敷地面積1ha以上
工業地域	20%以上 (県準則)	15%以上	19%以上
準工業地域	25%以上 (国準則)		

※「環境施設面積」は、緑地面積に周辺地域の生活環境保持に寄与する噴水、屋外運動場、広場等の面積を加えたものです。

※国準則や県準則では、環境施設は緑地+5%とされています。

※工業地域・準工業地域以外の住居系地域などについては、国準則(25%以上)を適用します。

## (3) 重複緑地等

「重複緑地等」とは「緑地以外の環境施設以外の施設又は太陽光発電施設と重複する土地及び規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設」で、例として屋上庭園、パイプの下の芝生、藤棚の下が駐車場などになっている場合などが該当します。

現行では、重複緑地等を必要面積に算入できるのは1/4までですが、準則条例で規定すれば重複緑地等は必要面積の1/2まで認めることができます。

条例では、余裕敷地がなくともできる限り敷地内に緑地を確保してほしいという観点から、重複緑地等を1/2まで認めます。